特記仕様書（基本計画編）

１．業務名

（仮称）養正こども園建設基本計画策定・基本設計業務委託

２．業務の目的

本業務は、(仮称)養正こども園の建設にあたり、現状と課題、こども園の必要性、基本理念、備えるべき機能など、こども園のコンセプトをまとめた「多治見市総合型認定こども園整備基本構想」を基に、こども園の関係者、隣接する小学校の関係者、市等の要望や意見を聞き、設計の要件となる事項を整理した基本計画を策定することを目的とする。

３．履行期間

契約締結日の翌日から令和９年 11 月 15 日まで

４．履行場所

多治見市平野町２丁目 79 番地 外

５．業務内容

本業務の内容は次に掲げるとおりであるが、実施に当たっては、受注者の企画提案内容を踏まえ、必要に応じてその内容や時期を発注者と十分に協議し、調整すること。

（１）条件整理

① 敷地状況、周辺環境等について現地調査及び関係機関と協議を行い、敷地の与条件を整理する。

② 現地調査等により、既存施設、周辺道路やインフラの整備状況、敷地の地形、隣地の状況等を把握する(地形測量は別途発注予定)。

③ 供給処理施設（電気、ガス、給排水、電話、CATV 等）の現状及び条件を把握する。

④ 敷地、施設に関する建築基準法等の関係法令を含む各種法的規制の条件を把握する。

⑤ 既存施設の内容、利用状況、運営管理の状況等を把握する。

⑥ 幼稚園（２園）、保育園（１園）の統合となるため、統合に関わる各園職員から、現状の課題・要望等を聞き取り、整理する。

（２）必要機能の検討

① 管理運営方法を考慮し、計画施設に必要な機能（各部門の必要諸室や連携の在り方など）やハード・ソフト両面における性能、防災機能等の検討を行う。

（３）施設規模の検討

利用人員、主要機器（必要な設備を含む）、室の使い方、１人あたりの必要面積、類似施設の状況等を検討し、諸室及び共用部分の面積並びに全体規模の検討を行う。

（４）施設計画の検討(隣接する既存施設(小学校)との調整を含む)

① 施設特性や各諸室の内容、機能、利用時間等の運営計画、運営組織及び管理計画、効率的な維持管理方法等を考慮し、土地利用や施設配置計画の検討を行う。

② 施設計画は、その規模や相互の動線（関連性）を考慮した機能的かつ効率的なプランを策定する。

③ 土地利用計画、施設計画、各階の階高、既設建物活用の可否等を総合的に検討し、概略の各階平面計画及び断面計画を作成する。

④　①～③について、複数提案し、比較検討を行う。

（５）施工計画の検討（隣接する既存施設(小学校)に配慮した工事手順検討）

①　工事手順を考慮した、概略工事スケジュールの検討を行う。

②　立地と敷地の特性、周辺環境等による施工条件を把握し、工事用進入路、歩行者動線、車両動線等の仮設計画についても検討を行う。

（６）概算工事費・概略工事スケジュール等による比較検討

複数の施設計画案を作成の上、それぞれの特徴や整備上の課題を抽出し、工事スケジュールや概算工事費の比較検討を行う。なお、概算工事費については、基本計画策定時点の概算額に加え、工事発注時点での概算工事費（物価高騰に対する予測）も記載すること。

（７）意見交換会の開催補助

市の職員で構成する意見交換会に、必要資料の作成、取りまとめを行うとともに、会議運営を補助する。なお、意見交換会の基本的な運営・参加者の招へいは発注者にて行う。（月２回程度）

（８）会議等資料の作成

次の会議等の資料を作成する。

①　政策会議、調整会議(市内部会議)

②　市議会

③　パブリック・コメント案

④　小学校との調整会議

⑤　地区懇談会(市民に対する市政説明会)

（９）その他

基本計画はデザインやレイアウトに配慮し、写真、イラスト、表などを盛り込み、見やすいものとすること。

６．業務の実施

（１）本業務は、本仕様書に基づき実施すること。

（２）業務の実施に当たっては、関係法令及び条例等を遵守すること。

（３）受注者は発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで業務を実施すること。

（４）業務の進捗に関して、特段の進捗があった場合には、発注者に対し報告を行うこと。

（５）管理技術者は、自らの組織の中から選任し、発注者に通知すること。

（６）本業務の一部を再委託する場合は、予め発注者の承諾を得ること。

（７）本業務の実施に関し疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議を行うこと。

（８）受注者は、本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

７．業務計画書の提出

（１）受注者は、契約締結後 10 日以内に業務計画書を作成の上、発注者に提出し、承諾を得ること。

（２）業務計画書には、次の事項を記載すること。

なお、ｄ、ｅ及びｆについて、プロポーザルの技術提案書に記載があれば提出を省略できる。

ａ　検討業務内容

ｂ　業務遂行方針

ｃ　業務詳細工程

ｄ　業務実施体制及び組織図

ｅ　管理技術者、担当技術者名簿及び経歴書

f　再委託等の協力者がある場合は、協力者の概要及び担当技術者一覧表
g　業務フローチャート
h　打合せ計画
i　連絡体制
j　その他発注者が必要とする事項
k　受注者は、プロポーザルの技術提案書にて提案した履行体制により当該業務を履行する。

（3）受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にした上で、その都度速やかに発注者に変更業務計画書を提出し、承諾を得ること。

8．打合せ及び議事録

本業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者と発注者は常に密接な打合せを行い、業務方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が書面に記録し、相互に確認すること。

9．引渡前における成果品の使用等

履行期間途中においても、発注者は受注者に通知することで成果品の全部又は一部を使用することができる。

10．検査

（1）業務が完了した時は、業務完成通知書を提出するとともに、成果品を提出し、発注者の検査を受けること。
（2）業務完了期限前であっても、発注者が予め成果品の提出期日を指定した場合には、その指定する期日までに、その時点における成果品を提出し、検査を受けること。

11．成果品に係る著作権等

（1）受注者は、本業務に係る成果品、資料等の所有権及び著作権は全て成果品の引渡し時に発注者に譲渡するものとする。
（2）受注者は、発注者の承諾を得ることなく成果品等の内容を公表してはならない。
（3）受注者は、著作権法第 20 条第１項に規定する権利を行使してはならない。
（4）受注者は、発注者に引き渡した成果品の全てについて第三者の有する著作権等を侵害するものではないことを保証するとともに、第三者の有する著作権等を侵害した場合は、その損害を補償し、必要な措置を講じなければならない。
（5）受注者は、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産を使用するときは、その使用に関する責任を負わなければならない。

12．その他の事項

この仕様書に定めのない事項並びに仕様書の内容について疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。

13．成果品

受注者は、次に掲げる成果品を提出する。

（1）「基本計画（案）」及び「基本計画（案）（概要版）」
a　サンプル（カラー刷りでＡ４縦型左綴じ簡易製本したもの）　各５部
b　提出期限：令和９年９月 17 日（パブリック・コメント募集時に利用予定）
（2）「基本計画」及び「基本計画（概要版）」

a　サンプル（カラー刷りでＡ４縦型左綴じ簡易製本したもの）　各５部
b　提出期限：令和９年 11 月 15 日

（３）前各号の電子データ
a　ＣＤ－ＲまたはＤＶＤ－Ｒにて提出する。
b　提出期限は前各号に準じる。
c　市のホームページ等にて公表するため、一般的に閲覧可能なＰＤＦ形式のファイルに変換したものとする。
d　製本化した成果物の元となったデータファイルも合わせて提出する。
・文書、表、グラフ・・Microsoft 365 形式
・写真・・・JPEG 形式
・図面・・・DXF 形式、JWW 形式及び PDF 形式
・その他・・・発注者が求める方式

14. その他の注意事項

（１）環境配慮
a　本業務の実施にあたり、電子メール等の積極的な活用や車のアイドリングストップなどの環境配慮に努める。
b　本業務で使用する消耗品等については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）に規定されている調達品目等、環境への負荷が小さいものを使用するように努める。

（２）妨害又は不当要求に対する通報義務
a　受注者は契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求を受けた場合又は契約の適正な履行を妨害された場合は警察に通報しなければならない。なお、これらの不当介入を受けたにも関わらず通報しない場合は指名停止措置を講ずることがある。
b　受注者は暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことに起因して履行期限内に契約内容を完了することができないときは、発注者に対して履行期限の延長を請求することができる。

（３）その他
a　受注者は、監督員と緊密な連絡をとり、十分な打合せを行って業務を遂行するものとし、業務の実施にあたり不明確な点は監督員との協議により、その指示に従って実施する。
b　受注者は、既存の建築物の調査等に関する調査内容及び調査日時等について、施設管理者及び監督員の了解を得てから実施する。
c　業務の実施中に既存の構築物、道路等に損傷を与えた場合は、直ちに受注者の負担により復旧する。

（４）個人情報の取扱い
受注者は、業務の履行にあたり、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条の規定を順守すること。